

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 地方自治法施行令に関する事項

森林環境譲与税の創設に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこと。（第二百十条の十二関係）

第二 地方財政法施行令に関する事項

森林環境譲与税の創設に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこと。（第十三条、附則第十三条、第十四条関係）

第三 災害対策基本法施行令に関する事項

森林環境譲与税の創設に伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこと。（第四十三条、附則第五項関係）

第四 総務省組織令に関する事項

森林環境譲与税の創設に伴い、自治税務局及び同局企画課の所掌事務を定める規定について、所要の見直しを行うこと。（第九条、第六十三条関係）

第五 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。